# オアシス研修「身上監護って，どうやるの？」
## ―― 社会資源の活用方法 ――

**去る2月19日18時から20時まで，全国社会福祉協議会高年福祉部の山下興一郎氏（社会福祉士）を講師に，成年後見人に求められる身上配慮義務（民法858条）をより充実したものとするために，社会資源の活用方法を中心にお話を伺った。以下，最もケースが多い痴呆性高齢者を念頭においている。**

### 「その人らしい生活」維持できる社会を志向

これからの福祉・介護の流れとして，自分の人生を自分で決め，周囲からも個人として尊重される社会，尊厳を保持して生活できる社会が志向されている。「その人らしい生活」の維持という意味で，在宅・地域生活を充実する方向で制度整備が進められている。

介護保険の発足，ホームヘルプやデイサービスで在宅生活を支えると共に，たとえば老人ホームをみても，施設入所が必要となった場合，従来型のような山奥の大規模施設に入居するのではなく，小規模・多機能（デイサービス機能と宿泊機能など）・地域密着をキーワードにした新たなすまいや，痴呆性高齢者のケアの充実を図るための整備や，施設でも在宅生活に近い雰囲気を持ったユニットケアや個室化が進められている。

**社会資源関係図（エコマップ）の例**

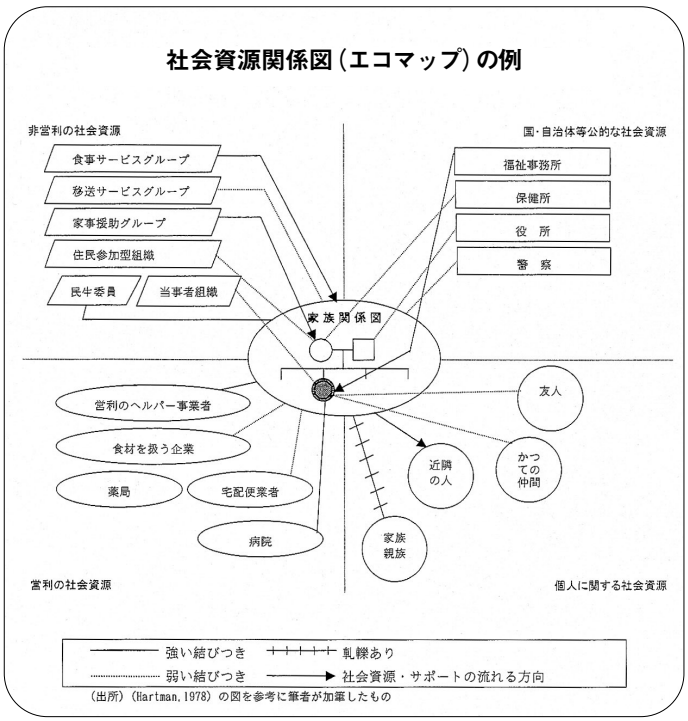

（出所）（Hartman,1978）の図を参考に筆者が加筆したもの

### 「社会資源関係図」「家族関係図」利用で問題点を把握

具体的に弁護士が成年後見人になったとき，後見人自身が被後見人の生活を24時間見守ることはできない。様々なサービスを利用したり，福祉職，近隣の人などと連携しながら身上監護を行なうことになる。その際，関係者が共通認識を持ち，本人の身上監護に遺漏無きよう，本人を取り巻く社会資源として何があるかを把握，分析，役割分担するためのツールとして「社会資源関係図（エコマップ）」がある。〔**図参照**〕

本人の「家族関係図（ジェノグラム）」は左から年長者，○が女性，□が男性として家系図をつくる。これを中心に4つのセクターに分けて，左上に非営利の社会資源，右上に国・自治体等公的な社会資源，左下に営利の社会資源，右下に個人的な社会資源を記入していく。

さらに，これらの余白に，ケアマネージャーの連絡先とか，食事サービスの利用頻度，必ず年金支給日の次の日に訪ねてくる知人・家族とか，様々な情報を全てここに書き込むことで，本人の身上監護と財産管理上の問題点を一元的に把握でき，弁護士として，後見人として介入していく際の気づき，発見の際の重要な資料となるだろう。

身上監護においては，本人を中心に，後見人も社会資源の1つとして，他の関係者やサービス主体と連携していくことが求められている。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長
寺町 東子）